

「パートナーシップ構築宣言」

当組合はサプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る組合員、非組合員の事業者、及び地域の皆様との連携・共存共栄を進める事で、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組む事を宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携

特別高圧電力を共同受電し、電力供給を受ける組合員、非組合員間の取引の質・量を拡充する活動、及び組合員の取引企業を含めた増員活動により、共同受電のコストメリットを活かした製造業と地域の物流業等、非製造業との連携を進め、新たな競争力を持ったサプライチェーンの拡大に取り組みます。また、職・住近接の地域環境に対応し、風水害、地震等災害発生時の住民の一時避難所として、組合員企業連携による建屋・敷地の一部開放、備蓄食料・飲料水の供給等地域住民を含めたBCP（事業継続計画）策定に取り組みます。地域を含めた共存共栄の実現を目指します。

（個別項目）

a. 企業間の連携：組合員、非組合員及び各事業者の取引業者間の取引の質・量的拡大の強化による競争力向上

電力供給を受ける組合員・非組合員の事業は電設業、塗装業、製缶業、機械加工業、熱処理業、物流業他多岐にわたっており、LAN・(web)定例会議により相互連携を進め、事業所の保守の効率化、製造業においては最終完成品一括受注化比率の増加等、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組みます。また異業種の知見を研修会の開催を通じ共有、各事業者・顧客の困り事の共有により将来の新たな協働事業シーズ研究にも取り組みます。

e. 健康経営に関する取り組み

サプライチェーン各事業者で実施している従業員対象の健康経営取り組みをクラウド等活用し各事業者で開示できるものを共有、LAN、組合定例会（1回／月）、web会議等で意見交換します。取り組み結果も共有する事で健康経営取り組みの質的向上、規模（参加者数）の拡大に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請け事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請け業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇の影響を考慮するなど下請業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面による明示、交付を行います。

② 手形などの支払い条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請け業者負担とせず、また、支払いサイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引引きに関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請け業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時には、出来る限り取引関係の継続等に配慮します。

(令和5年)2023年8月28日

佐世保鉄工業集団協同組合

代表理事 松永祐三